

第 14 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第14回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和4年6月21日(火) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員13名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	10 :	稲田 保
12 :	前田 薫	13 :	藤川 良昭
14 :	永井 達郎	15 :	土井 賢一
16 :	増田 種正	17 :	長谷川義博
18 :	青木 輝剛	19 :	藤原 廣典
20 :	中井 義則	22 :	前田 明弘
23 :	横山 和行		

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員2名)

11 : 近田 武司
21 : 森本 謙介

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 多鹿 博昭
事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第68号 非農地証明願に対する認可について
議案第69号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について
議案第70号 令和4年度最適化活動の目標設定等について

報告事項

報告1 各種証明書の交付
報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
今日は朝から雨が降り、本格的な梅雨の季節到来を思わせる天気になってきています。
さて、本日第14回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。
さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可などの審議を予定しております。
そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第14回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
11番 近田委員、21番 森本委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。
○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号1番 住本委員、2番 中尾委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第66号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

- 事務局 (多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第66号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの4件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第66号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 北丘町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市須磨区○○○○ ○○○○、申請地 所在地 北丘町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、北丘町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転でございます。

○○○○（譲渡人）さんには、先代から農地を守ってこられました、○○歳の高齢となられ、娘からは農地を処分しておいてほしいと言われておられました。所有農地について、5～6年前から農業に熱心な譲受人である○○○○さんに野菜や水稻などで管理を依頼されておられました。このたび、○○○○（譲渡人）さんの方から無償でもよいので所有権移転をさせてほしいと、○○○○（譲受人）さんに頼まれ、○○○○（譲受人）さんも○○○○（譲渡人）さんの意をくみ取り、○○○○万円で売買することになったとのこととあります。なお、○○○○（譲受人）さんは○○歳代になられておられ、後継者は遠方におられるそうですが、体力のある限り、農業を続けたい思いから売買の決心をされたそうです。一方、○○○○（譲受人）さんの農業機械一式につきましては、すべて所有されておられ、水稻を○○○○アールのほかに野菜等も上手に栽培されておられ、コメ作りの最終に、新米の玄米を手にとることが喜びですと話されておられました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。
参考資料の、3ページ、4ページをご覧ください。
申請人：譲受人 多可郡多可町○○○○ ○○○○、譲渡人 下来住町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 下来住町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転でございます。
○○○○(譲渡人)さんには、農業をされておられましたが、ご高齢になられ、後継者がおられないため、農地の売却先を探されていたところ、譲受人である○○○○さんの息子さんの奥さんが地縁者制度を利用して住宅を建築する場所を探されていて、この場所が良いとのことで分筆して転用することになり、残った農地について、今回売買の運びとなったものです。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。
申請人：譲受人(借人) 市場町○○○○ ○○○○、譲渡人(貸人) 大阪府堺市北区○○○○ ○○○○、申請地 所在地 池尻町○○○○

〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、5年の賃借権設定 一般法人による解除条件付き貸借でございます。

当該農地について、譲渡人である〇〇〇〇さんから、これまで作っていた親戚から返したいとの話があり、誰か借りて作ってくれないかとの依頼が農業委員会事務局にあったもので、池尻町の方などに打診したものの希望がありませんでした。そこで、以前にも依頼したことがある〇〇〇〇（譲受人）さんに依頼したものです。〇〇〇〇（譲受人）さんは、神戸電鉄〇〇〇〇駅ビル内に事務所がある〇〇〇〇の代表者で、市場町内で〇〇〇〇や〇〇〇〇などを展開されており、3人の農業高校もしくは農業専門学校を卒業された方と10人の〇〇〇〇の方で、市場町、池尻町内に〇〇軒の方からあわせて〇〇〇〇ヘクタールの農地を借りられて、野菜を作っておられます。将来は野菜を販売するだけでなく、市民農園の運営も考えられておられます。農機具もトラクターとかを揃えられて、近くに倉庫を借りて所有されておられます。このたび、5年の賃借権設定で話がまとまりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、4番について説明いたします。

申請人：譲受人 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買でございます。

〇〇〇〇（譲受人）さんは、お父さんと牛を飼って、子牛を増やす仕事をされています。今回売買することになった農地に隣接して牛舎を所有されています。

一方、譲渡人の〇〇〇〇さんは大農家でありましたが、〇〇歳のご高齢になられ、後継ぎがおられないということで、隣接されている〇〇〇〇（譲受人）さん、現在、長尾町の〇〇〇〇を務められていますが、〇〇〇〇（譲

受人)さんの方から譲ってくれないかとの話が出たものであります。現在、田植えもされ、管理もされている状況です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第66号 農地法第3条関係では、申請件数4件、うち許可件数4件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第67号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の3ページをお願いします。

議案第67号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの4件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第67号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、1番について説明いたします。

申請人：譲受人 池田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 西脇市郷瀬町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 池田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買 利用方法としては、材木置場・進入路の予定です。

参考資料の、9ページ、10ページをご覧ください。

譲受人の〇〇〇〇さんは、製材業ということで、丸太で購入された材木を製材され、乾燥させるために積んでおられます。注文が入り、奥に積まれた製材を搬出する際に、前方に積んでいるものを移動させなければならないが、敷地内に空きスペースが無いため、ここを購入し、入れ替え時に使用したいとのことです。また、何年も前から、そこを借りて使用されてこられたとのことで、誠に申し訳なかったとのことでした。このたびの申請により、所有権を移転させ、転用をお願いしたいとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相隣関係としましては、東側が道路、西側、南側、北側がともに水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

〇事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

〇議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

〇議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

- 〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。
参考資料の、11ページ、12ページをご覧ください。
申請人：譲受人 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇及び〇〇〇〇、譲渡人 下
来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 下来住町〇〇〇〇 〇〇〇
〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移
転であります。一般住宅 木造平屋建1棟 1階 〇〇〇〇㎡になります。
本件の農地は、先ほど3条許可申請の2番目に説明した農地に隣接した
場所です。もともと先ほどの農地と合わせて1筆であったところを
分筆されており、地縁者制度を使われて、最大限の面積で住宅を建てられ
ようとされているものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 〇議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 〇〇番 〇番〇〇が、2番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相
隣関係としましては、東側、南側が道路、西側が譲渡人の田、北側が雑種
地となっております。
従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書があれば良いか
と思います。
- 〇事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、と
もに提出されております。
- 〇議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達するこ
とに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 〇議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定
いたします。
- 〇議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。
- 〇〇番 〇番〇〇が、3番について説明いたします。
参考資料の、13ページ、14ページをご覧ください。
申請人：譲受人 来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 栗生町〇〇〇〇

〇〇〇〇、申請地 所在地 来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積
〇〇〇〇㎡ 自作地、来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇
〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、所有
権移転 売買 露天駐車場 普通車16台 自動二輪車6台 屋外座
席 約〇〇〇〇㎡ 自然林 約〇〇〇〇㎡の予定です。

譲受人の〇〇〇〇さんには、飲食業をされるということで、飲食店営業
の許可は取得されておられます。そこで今回、店舗の外でバーベキューも
できるようなことを考えておられ、駐車場並びに座席を設置したいという
ことで申請となったものです。参考地図上で当該地および、隣接した〇〇
〇〇さん、〇〇〇〇さんの建物の場所も合わせ、譲渡人の土地でありまし
た。宅地の部分の購入は済み、今回畑部分の売買、所有権移転の申請とな
ったものです。譲渡人は農業をされておられましたが、現在は粟生町に転
居され、なかなか農業もできないとのことで、将来畑もしたいという〇〇
〇〇（譲受人）さんとの間で話がまとまったものです。よろしくご審議の
ほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相
隣関係としましては、東側が道路、西側が山林、南側が畑と山林、北側が
宅地となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、山林化してい
る部分について始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、山
林化している部分についての始末書及び現況写真、ともに提出されてお
ります。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されてお
ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○2番 2番、中尾です。

議案書で、譲渡人の氏名が明記されていませんが、ご説明のあった〇〇
〇〇さんでよろしいでしょうか？

○事務局 3番の譲渡人は〇〇〇〇さんです。

○議長 議案書の4ページの3番、譲渡人の欄に「〇〇〇〇」さんを書き加えてく

ださい。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか？

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、4番について説明いたします。

申請人：譲受人(借人) 来住町○○○○ ○○○○、譲渡人(貸人) 来住町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 来住町○○○○ ○○○○
地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、令和7年3月末までの一時転用 使用貸借権設定です。

当該地の前方の土地は、今年の7月に○○○○が購入された土地で、そこに工場を増築されるにあたって、当該地を安全施設及び資材置場、現場事務所・表土仮置場等として一時転用し、利用したいとのことで申請されました。工場を建てるにあたり、新しい事務所の邪魔にならないところであり、適切ではないかと思いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、4番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相隣関係としましては、東側、西側が畑、南側が道路、北側が山林となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、ともに提出されております。

○議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第67号 農地法第5条関係では、申請件数4件、うち進達件数4件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第68号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第68号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和4年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第68号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の17ページ、18ページをご覧ください。

申請人 脇本町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 脇本町○○○○
○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、平成11年頃に整地し、その土地を跨いで流れている水路まで取り込んで、片流れガレージとして使用しています。

始末書を書けば済むのかというご意見もございますが、よろしくご審議

のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相隣関係としましては、東側が道路、西側、北側が水路、南側が宅地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第68号 非農地証明願に対する認可について申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

(農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について)

○議長 次に議案第69号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書7ページをお願いします。

議案第69号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について

令和元年12月23日付兵農会議第1139号により兵庫県農業会議から依頼のあった「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施について、農業委員会の決定を求める。

令和4年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本富生

8ページをご覧ください。

兵庫県農業会議より、令和元年12月23日付で、依頼を受けています。

9ページをご覧ください。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年6月21日

小野市農業委員会

本議案につきましては、令和元年、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されるなど、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が1年間で4件発生し、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発されております。

このことから、令和元年11月28日に開催された「令和元年度全国農業委員会代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」がなされ、これを受けて、全国農業会議所から各都道府県の農業会議を通じて決議依頼が行われて、全農業委員会で年度において一回、本決議を実施しようとするものでございます。

なお、本年7月には参議院議員選挙が予定されていますが、特別職の公務員たる農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、その地位を利用して選挙運動をすることができないと公職選挙法第136条の2で規定されています。

具体的には、例えば、

- ①農地法に基づく許可や指導権限などを背景に、農業委員または推進委員が関係者に選挙への支援・協力を求めること。
- ②農業委員会会長や会長職務代理者が、他の農業委員または推進委員、事務局職員に対し、投票を周旋勧誘すること。
- ③農業委員または推進委員が、農業委員会活動のために農家を戸別訪問する

際に、農家に投票を周旋勧誘すること。
などの行為が公職選挙法違反に該当します。ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長 議案、第69号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○15番 15番、土井です。選挙運動に関し、どの程度の活動が公職選挙法に抵触するのでしょうか？

○事務局 農業委員、農地利用最適化推進委員としての立場、地位を利用せず、一個人としての活動であれば結構です。

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第69号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」に関する審議は終了いたしました。

(令和4年度最適化活動の目標設定等について)

○議長 次に、議案、第70号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書11ページをお願いします。

議案第70号

令和4年度最適化活動の目標設定等について

別紙の令和4年度最適化活動の目標設定等の提出の適否につき意見を求める。

令和4年6月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12ページをご覧下さい。

別紙様式2が、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」

別紙様式1が、「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」
となっております。

この、「点検・評価」「活動計画」につきましては、国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。
それでは、説明させていただきます。

まず、別紙様式2「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をお願いします。

1 ページをお願いします。

I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2 ページをお願いします。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の

1 現状及び課題は記載のとおりで、

2 令和3年度の目標及び実績は、目標820haに対して、実績855haで、達成状況は104%となっております。

3、4 については、記載のとおりであります。

3 ページをお願いします。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の

1 現状及び課題は記載のとおりで、

2 令和3年度の目標及び実績は、参入目標数1経営体に対して、参入実績5経営体で、達成状況は500%、参入目標面積1.0haに対して参入実績面積1.4haで、達成状況は140%となっております。

3、4 については、記載のとおりであります。

4 ページをお願いします。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価の

1 現状及び課題は記載のとおりで、

2 令和3年度の目標及び実績は、遊休農地の解消目標0.1haに対して、実績0haで、達成状況は0%となっております。

3、4 については、記載のとおりであります。

5 ページをお願いします。

V 違反転用への適正な対応の

1 現状及び課題は記載のとおりで、

2 令和3年度の実績は、6.8ha、1.1haの減少となっております。

3 については、記載のとおりであります。

6 ページをお願いします。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の

- 1 農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数 71 件、うち許可 71 件、不許可 0 件でありました。次に、
- 2 農地転用に関する事務につきましては、1年間の処理件数 58 件でありました。

7 ページをお願いします。

- 3 農地所有適格法人からの報告への対応は、管内の農地所有適格法人数 12 法人、うち報告書提出法人数が 11 法人、督促を行った法人数が 1 法人であります。なお、督促を行いましたが未提出の 1 法人については、代表者行方不明のため、賃貸借契約の解約手続きを県に進達し、先週、県から解約の許可が下りたとの連絡がありましたので、今後、農地所有適格法人から除外される予定であります。
- 4 情報の提供等につきましては、記載のとおりでございます。

8 ページをお願いします。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、各項目 0 件でございます。

VIII 事務の実施状況の公表等の

- 1 総会等の議事録の公表につきましては、「HPに公表している」としております。
- 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、0 件でございます。
- 3 活動計画の点検・評価の公表につきましては、「窓口に備え付け、公表している」としてしております。

以上が、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」でございます。

次に、別紙様式 1「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」をお願いします。

1 ページをお願いします。

- I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2 ページをお願いします。

II 最適化活動の目標の

- 1 最適化活動の成果目標の

(1) 農地の集積の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標は、
農地の集積率を80%、達成年度を令和6年度とし、令和4年度の集積面積を903ha（うち新規集約面積を40ha）、集積率を38%に設定しております。

(2) 遊休農地の解消の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標は、
ア 緑区分の遊休農地の解消として、
令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積0.9haのうち解消目標面積を0.2haに設定しております。
また、令和3年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は0.3haに設定しております。

3ページをお願いします。

(3) 新規参入の促進の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標としては、
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を2.5haとしています。

2 最適化活動の活動目標

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、
5月の農業委員会の際に事務局からご説明いたしましたとおり1人当たりの1か月の活動日数を13日とさせていただいております。

- (2) 活動強化月間の設定目標
活動強化月間の設定回数を3回、9月に農地パトロール、10月に農業新聞購読推進、11月に年金加入促進月間と考えております。

- (3) 新規参入相談会への参加目標は、
現在、奇数月に行っていただいております農地相談の回数、6回としております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第70号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「令和4年度最適化活動の目標設定等について」でございます。
本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○2番 2番、中尾です。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の中で、2ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」の令和3年度の新規実績が、40haと記入されていますが、この面積のうち、農業委員の活動によって集積が行われた面積がわかりましたら教えていただけませんか？

○事務局 農業委員さんの活動によって数字が上がっているとは思いますが、手元に詳しい数字がございませんので、次回、農業委員会の際に資料を配布させていただきます。

○22番 22番、前田です。

この集積実績には、農地中間管理機構を通して貸し付けた農地も入るのですか？

○事務局 入ります。その部分が大きいと思います。

なお、4ページ、Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価のうち、2「令和3年度の解消実績」が0となっておりますが、事務局では、何筆かを農地中間管理機構に報告しておりますが、同機構から回答がまだのため0としているものです。

○15番 15番、土井です。

今日、農会長名簿をいただきましたが、農業委員会として、農会長に対し農地の集積、遊休農地の解消についてどのような指導、連携をされているのか？

○事務局 農会の窓口は産業創造課になるので、同課が中心となって、農地の集積などを農会と進められている。農業委員の皆様には、農地パトロール実施にあたり、それぞれの町、地域の農会長と個々に連携をとっていただきたい。

○議長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第70号「令和4年度最適化活動の目標設定等について」

に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1 から 2 までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 13 ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和 4 年 5 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日)

令和 4 年 6 月 21 日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号 1 住所 片山町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇

使用目的 農業用倉庫

以下記載のとおり、農家証明につきましては、合計 2 件で、使用目的は、農業用倉庫及び農業者用住宅でございます。

(2) 耕作証明 番号 1 住所 鹿野町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇

使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計 4 件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして 14 ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和 4 年 5 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日)

令和 4 年 6 月 21 日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号 1 届出者 相続人 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇、被相続人 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡ほか〇筆 地目は田 面積は合計〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和 4 年 5 月 2 日受理

農地法 3 条の届出はすべて相続による所有権の取得で、合計 7 件

45 筆 42,538 ㎡でございます。

○議長 報告1から2について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもちまして、第14回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和4年6月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員1番

議事録署名委員2番